

第11 定時制の課程における特別募集

1 実施校及び募集人員

原則として、定時制の課程のすべての高等学校、学科で実施する。
募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 第1の2（5ページ）の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のイに該当する者
- (2) 令和9年3月31日現在、19歳以上の者（平成20年4月1日までに生まれた者）

3 出願及び書類の提出

第3の3（6ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 出願
電子出願システムの案内に従い、「定時制の課程における特別募集」を選択する。
- (2) 写真
電子出願システムの案内に従い、写真を登録する。
- (3) 出願書類の提出
以下の書類を持参により志願先高等学校長に提出する。
ア 志願理由書（様式10）
イ 中学校卒業証明書
ウ その他、志願先高等学校長が指示するもの
- (4) 出願書類の提出期間及び受付時間は、以下のとおりとする。

提出期間	令和9年2月15日（月）及び2月16日（火）
受付時間	2月15日（月）は、午後2時から午後7時まで 2月16日（火）は、午後2時から午後5時まで
- (5) 全ての出願書類が提出された志願者を、定時制の課程における特別募集の選抜の対象とする

4 志願先変更

第3の7（8ページ）に準ずる。出願書類の提出期間及び受付時間は、以下のとおりとする。

提出期間	令和9年2月17日（水）及び2月18日（木）
受付時間	2月17日（水）は、午後2時から午後7時まで 2月18日（木）は、午後2時から午後5時まで

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。

6 作文

- (1) 志願者は、令和9年2月25日（木）に行われる作文を受検しなければならない。
- (2) 開始時刻は、原則として午前9時25分とする。
- (3) 高等学校長は、学校、学科等の特色に応じて、作文の内容を定める。

7 面接

- (1) 志願者は、令和9年2月25日（木）に行われる面接を受検しなければならない。
- (2) 面接は個人面接とする。
- (3) 高等学校長は、学校、学科等の特色に応じて、面接の質問内容を定める。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 作文による追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を欠席した志願者は、令和9年3月2日（火）に実施する作文による追検査を受検することができる。
- (2) 作文による追検査の手続きは第3の13(2)（10ページ）に準じ、原則として出身中学校長が手続きを行うこととする。
- (3) 作文による追検査を受検した志願者は、令和9年3月2日（火）に面接を受検しなければならない。内容は、7(2)及び(3)に準ずる。

10 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3（6ページ）に準ずる。